

平成 20 年 9 月 4 日

各 位

会社名 ゼ ネ ラ ル 株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 北田 猛  
(コード 3890 大証第2部)  
問合せ先 執行役員経理部長 有野 隆久  
(TEL 06 6933 1805)

「株式会社ゼネラルホールディングスによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」の訂正のお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 3 日 17 : 00 に発表しました、「株式会社ゼネラルホールディングスによる当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお上記訂正により、平成 20 年 9 月 3 日付で表明いたしました本公開買付けに対する賛同意見にはなんら変更ございません。

記

訂正箇所は下線を付して表示しております。

2 . 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

( 3 ) 本公開買付けに関する意見の内容

【訂正箇所】

(訂正前)

当社は、平成 20 年 9 月 3 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施について、下記 ( 3 ) 及び ( 4 ) に記載のとおり、賛同の意見を表明することを決議致しました (以下、当該決議を「賛同表明取締役会決議」といいます。)。したがって、当社は当社の株主及び第 1 回新株予約権の皆様に対し、本公開買付けに応募することをお勧めいたします。

(訂正後)

当社は、平成 20 年 9 月 3 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施について、下記 ( 3 ) 及び ( 4 ) に記載のとおり、賛同の意見を表明することを決議致しました (以下、当該決議を「賛同表明取締役会決議」といいます。)。したがって、当社は当社の株主及び第 1 回新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することをお勧めいたします。

2 . 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

( 4 ) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

【訂正箇所】

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するに当たり、公開買付者及

び当社から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として当社株式の価値の評価を依頼し、株式評価報告書の提出を受けました。朝日税理士法人は当社の株式価値を算出するにあたり、本公開買付けのように不特定多数の相手方から株式を大量に取得する場合は、透明性と合理性の確保は不可欠であると判断し、そのような観点から、恣意性が排除され、客観性に優れた市場株価法及び合理性と論理性に優れたDCF法による評価を実施しました。その結果は下記の通りです。

市場株価法：311円～530円

DCF法：519円～585円

なお、市場株価法の評価結果について、公開買付者は、朝日税理士法人より、以下の a)乃至 d)における最小値である311円から最高値である530円であるとの説明を受けております。

- a) 平成20年8月22日までの大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去1ヶ月単純平均値311円、当該1ヶ月平均値に20%のプレミアムを加えた額である373円及び当該1ヶ月平均値に40%のプレミアムを加えた額である435円
- b) 平成20年8月22日までの大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去3ヶ月単純平均値331円、当該3ヶ月平均値に20%のプレミアムを加えた額である397円及び当該3ヶ月平均値に40%のプレミアムを加えた額である464円
- c) 平成20年8月22日までの大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去6ヶ月単純平均値343円、当該6ヶ月平均値に20%のプレミアムを加えた額である412円及び当該6ヶ月平均値に40%のプレミアムを加えた額である481円
- d) 平成20年8月22日までの大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去1年単純平均値379円、当該1年平均値に20%のプレミアムを加えた額である454円及び当該過去1年平均値に40%のプレミアムを加えた額である530円

公開買付者は、上記の評価結果を参考にし、不特定多数の株主の理解を得られやすい市場株価法による評価額の最大値である530円から、投資採算性の確保が可能となるDCF法による評価額の最大値である585円のレンジを、1株当たりの評価額とし、検討を進めました。さらに、本公開買付けが上場廃止を企図し既存株主への影響が大きいことや、当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、当社と協議・交渉した結果、最終的に平成20年9月3日に本公開買付価格を580円とすることを決定いたしました。なお、本公開買付価格は本公開買付けの実施についての公開買付者のかかる取締役決定の日の前営業日である平成20年9月2日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における終値303円に対して91.4%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去1ヶ月単純平均値308円（小数点以下を四捨五入。）に対して88.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去3ヶ月単純平均値325円（小数点以下を四捨五入。）に対して78.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去6ヶ月単純平均値339円（小数点以下を四捨五入。）に対して71.1%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた価格となります。

公開買付者は、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号及び府令第5条第5項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に第1回新株予約権をも含めておりますが、第1回新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、権利者は、権利行使時に、原則として、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員であることを要するという条件）等に照らして、第1回新株予約権の買付価格を1個につき1円と設定しています。

（訂正後）

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに当たり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人

に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として当社株式の価値の評価を依頼し、朝日税理士法人は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法によれば311円から530円が相当であり、DCF法によれば519円から585円が相当であるとの評価を下しております。

なお、市場株価法の評価結果について、公開買付者は、朝日税理士法人より、以下のa)乃至d)における最小値である311円から最高値である530円であるとの説明を受けております。

- a) 平成20年8月22日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去1ヶ月単純平均値311円、当該1ヶ月平均値に20%のプレミアムを加えた額である373円及び当該1ヶ月平均値に40%のプレミアムを加えた額である435円
- b) 平成20年8月22日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去3ヶ月単純平均値331円、当該3ヶ月平均値に20%のプレミアムを加えた額である397円及び当該3ヶ月平均値に40%のプレミアムを加えた額である464円
- c) 平成20年8月22日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去6ヶ月単純平均値343円、当該6ヶ月平均値に20%のプレミアムを加えた額である412円及び当該6ヶ月平均値に40%のプレミアムを加えた額である481円
- d) 平成20年8月22日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去1年単純平均値379円、当該1年平均値に20%のプレミアムを加えた額である454円及び当該過去1年平均値に40%のプレミアムを加えた額である530円

公開買付者は、かかる評価を参考にし、また、当社との協議・交渉を経て、最終的に本公開買付価格を決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公開買付者の取締役決定の日の前営業日である平成20年9月2日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値303円（なお、同日には取引がありませんでしたので、前営業日である同月1日の終値を記載しております。以下同様です。）に対して91.4%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去1ヶ月単純平均値308円（小数点以下を四捨五入。）に対して88.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去3ヶ月単純平均値325円（小数点以下を四捨五入。）に対して78.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における当社株式の終値の過去6ヶ月単純平均値339円（小数点以下を四捨五入。）に対して71.1%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた価格となります。

公開買付者は、金融商品取引法第27条の2第5項、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含む。）第8条第5項第3号及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。）第5条第5項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に第1回新株予約権をも含めておりますが、第1回新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、権利者は、権利行使時に、原則として当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員であることを要するという条件）等に照らして、第1回新株予約権の買付価格を1個につき1円と設定しています。

以 上

(ご参考) 公開買付者の「ゼネラル株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正のお知らせ

平成 20 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社ゼネラルホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 北 田 猛  
問合せ先 事業企画部長 齊 藤 方 俊  
( T E L : 06 - 6935 - 2330 )

「ゼネラル株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正のお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 3 日 17 : 00 に発表しました、「ゼネラル株式会社株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

【訂正箇所】

(訂正前)

当社(以下「公開買付者」といいます。)は、平成 20 年 9 月 3 日、ゼネラル株式会社(コード番号: 3890 株式会社大阪証券取引所市場第二部 以下「対象者」といいます。)の普通株券及び新株予約権(平成 17 年 1 月 28 日開催の対象者定時株主総会及び平成 17 年 11 月 1 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権。以下「第 1 回新株予約権」といいます。)の取得を目指した公開買付けを実施することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(訂正後)

当社(以下「公開買付者」といいます。)は、平成 20 年 9 月 3 日、ゼネラル株式会社(コード番号: 3890 株式会社大阪証券取引所市場第二部 以下「対象者」といいます。)の普通株式及び新株予約権(平成 17 年 1 月 28 日開催の対象者定時株主総会及び平成 17 年 11 月 1 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権。以下「第 1 回新株予約権」といいます。)の取得を目指した公開買付けを実施することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

【訂正箇所】

1. 買付け等の目的

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を決定するに当たり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式の価値の評価を依頼し、朝日税理士法人は、採用

すべき算定手法を検討の上、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による評価を実施した結果、市場株価法によれば 311 円から 530 円が相当であり、DCF法によれば 519 円から 585 円が相当であるとの評価を下しております。公開買付者は、かかる評価を参考にし、また、対象者との協議・交渉を経て、最終的に本公開買付価格を決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公開買付者の取締役決定の日の前営業日である平成 20 年 9 月 2 日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値 303 円に対して 91.4%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成 20 年 9 月 2 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 308 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 88.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成 20 年 9 月 2 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 325 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 78.5%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成 20 年 9 月 2 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 339 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 71.1%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを加えた価格となります。

（訂正後）

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに当たり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式の価値の評価を依頼し、朝日税理士法人は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法によれば 311 円から 530 円が相当であり、DCF法によれば 519 円から 585 円が相当であるとの評価を下しております。

なお、市場株価法の評価結果について、公開買付者は、朝日税理士法人より、以下の a)乃至 d)における最小値である 311 円から最高値である 530 円であるとの説明を受けております。

- a) 平成 20 年 8 月 22 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 311 円、当該 1 ヶ月平均値に 20%のプレミアムを加えた額である 373 円及び当該 1 ヶ月平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 435 円
- b) 平成 20 年 8 月 22 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 3 ヶ月単純平均値 331 円、当該 3 ヶ月平均値に 20%のプレミアムを加えた額である 397 円及び当該 3 ヶ月平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 464 円
- c) 平成 20 年 8 月 22 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 343 円、当該 6 ヶ月平均値に 20%のプレミアムを加えた額である 412 円及び当該 6 ヶ月平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 481 円
- d) 平成 20 年 8 月 22 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 1 年単純平均値 379 円、当該 1 年平均値に 20%のプレミアムを加えた額である 454 円及び当該過去 1 年平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 530 円

公開買付者は、かかる評価を参考にし、また、対象者との協議・交渉を経て、最終的に本公開買付価格を決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公開買付者の取締役決定の日の前営業日である平成 20 年 9 月 2 日の株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値 303 円（なお、同日には取引がありませんでしたので、前営業日である同月 1 日の終値を記載しております。以下同様です。）に対して 91.4%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成 20 年 9 月 2 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 308 円（小数点以下を四捨五入。）に対して 88.3%（小数点以下第二位を四捨五入。）平成 20 年 9 月 2 日までの株式

会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去3ヶ月単純平均値325円(小数点以下を四捨五入。)に対して78.5%(小数点以下第二位を四捨五入。)平成20年9月2日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去6ヶ月単純平均値339円(小数点以下を四捨五入。)に対して71.1%(小数点以下第二位を四捨五入。)のプレミアムを加えた価格となります。

【訂正箇所】

2. 買付け等の概要

(11) 公開買付代理人

(訂正前)

大和証券エスエムピーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(訂正後)

大和証券エスエムピーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【訂正箇所】

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容  
利益相反回避措置の内容

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに当たり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式の価値の評価を依頼し、朝日税理士法人は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法及びDCF法による評価を実施した結果、市場株価法によれば311円から530円が相当であり、DCF法によれば519円から585円が相当であるとの評価を下しております。公開買付者は、かかる評価を参考にし、また、対象者との協議・交渉を経て、最終的に本公開買付価格を決定いたしました。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに当たり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関である朝日税理士法人に対し、本公開買付価格の決定の参考資料として対象者株式の価値の評価を依頼し、朝日税理士法人は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法及びDCF法による評価を実施した結果、市場株価法によれば311円から530円が相当であり、DCF法によれば519円から585円が相当であるとの評価を下しております。

なお、市場株価法の評価結果について、公開買付者は、朝日税理士法人より、以下のa)乃至d)における最小値である311円から最高値である530円であるとの説明を受けております。

- a) 平成20年8月22日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値311円、当該1ヶ月平均値に20%のプレミアムを加えた額である373円及び当該1ヶ月平均値に40%のプレミアムを加えた額である435円
- b) 平成20年8月22日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去3ヶ月単純平均値331円、当該3ヶ月平均値に20%のプレミアムを加えた額である397円及び当該3ヶ月平均値に40%のプレミアムを加えた額である464円

- c) 平成 20 年 8 月 22 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 6 ヶ月単純平均値 343 円、当該 6 ヶ月平均値に 20%のプレミアムを加えた額である 412 円及び当該 6 ヶ月平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 481 円
- d) 平成 20 年 8 月 22 日までの株式会社大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 1 年単純平均値 379 円、当該 1 年平均値に 20%のプレミアムを加えた額である 454 円及び当該過去 1 年平均値に 40%のプレミアムを加えた額である 530 円

公開買付者は、かかる評価を参考にし、また、対象者との協議・交渉を経て、最終的に本公開買付価格を決定いたしました。

【訂正箇所】

(訂正前)

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2 つ以上の報道機関に公開された時刻）から 12 時間を経過するまでは、当社株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

(訂正後)

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2 つ以上の報道機関に公開された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者株券等の買付けが禁止される可能性がありますので十分にご注意下さい。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。

以 上